

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん（治療法が存在しないもの又は従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。）

I. 実施責任医師の要件

診療科	要（内科、小児科または病理科）・不要
資格	要（ ）・不要
当該診療科の経験年数	要（ 5 ）年以上・不要
当該技術の経験年数	要（ ）年以上・不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として（ ）例以上・不要 〔それに加え、助手又は術者として（ ）例以上・不要〕
その他（上記以外の要件）	

II. 医療機関の要件

診療科	要（ 内科・小児科のいずれかおよび、病理科 ）・不要
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容： ・治験、臨床研究を含むがん薬物療法の実務経験を5年以上有する常勤医師1名以上 ・病理診断の実務経験を5年以上有する常勤医師1名以上
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要（ 臨床検査技師 ）・不要
病床数	要（ 100床以上 ）・不要
看護配置	要（ 10対1看護以上 ）・不要
当直体制	要（ 内科系または外科系医師1名以上 ）・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査（24時間実施体制）	要・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・不要 連携の具体的な内容：
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理審査委員会による審査体制	審査開催の条件：2か月に1回以上
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（ 症例以上 ）・不要
その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等）	・遺伝カウンセリング等を行う部門を設置し、遺伝医学の専門的知識を有する常勤医師1名以上および遺伝カウンセリング技術を有する者1名以上を有する。 ・厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等又は小児がん拠点病院である。

	・厚生労働大臣が指定するがんゲノム中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、またはがんゲノム医療連携病院のいずれかの指定を受けている。
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要（　月間又は　症例までは、毎月報告）・ 不要
その他（上記以外の要件）	

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として（　）例以上・不要」の欄を記載すること。

注 2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

様式第9号

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：アスピリン経口投与療法 家族性大腸腺腫症	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	要 (消化器系の内科または外科)・不要
資格	要 ()・不要
当該診療科の経験年数	要 (5) 年以上・不要
当該技術の経験年数	要 (5) 年以上・不要 ただし、大腸内視鏡による腫瘍および出血の処置とアスピリンの投与の経験とする。
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として () 例以上・不要 ただし、大腸内視鏡による腫瘍および出血の処置とアスピリンの投与の経験について助手又は術者として 2 例以上の経験を有すること。
その他（上記以外の要件）	
II. 医療機関の要件	
診療科	要 (消化器系の内科または外科)・不要
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：非常勤を含め 2 名以上。うち、日本内視鏡学会専門医 1 名以上。
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的な内容：消化器外科 2 名以上かつ内科 2 名以上 (ただし、緊急時搬送可能病院との連携がある場合は不要)
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 ()・不要
病床数	要 (床以上)・不要
看護配置	要 (対 1 看護以上)・不要
当直体制	要 ()・不要
緊急手術の実施体制	要・不要 ただし緊急時搬送可能病院との連携体制があれば不要
院内検査（24 時間実施体制）	要・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・不要 連携の具体的な内容：入院施設や緊急手術体制のない医療機関の場合、緊急時搬送可能病院との連携体制が必要
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理委員会による審査体制	審査開催の条件： (再生医療等安全確保法及び臨床研究法に基づく研究においては、本項の記載は不要)
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (症例以上)・不要

その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等）	特になし
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要（月間又は症例までは、毎月報告）・ <input type="checkbox"/> 不要
その他（上記以外の要件）	

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として () 例以上・不要」の欄を記載すること。

注 2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。